

に伴い、見直しを行った。(既存教育：消防学校救急科入校中にプロバイダーコース(3日間)を受講⇒消防学校救急科入校中にファーストレスポonderコース(1日)を受講させる。)

ウ 岐阜県救急隊員シンポジウム【継続】

救急隊、救急救命士、その他隊員を対象としその知識・技術の向上を図ることで救命率の向上を目的とし、当シンポジウムを継続し開催する。(平成24年度から毎年開催。)

エ MC救命士等の充実強化

(1)MC救命士の養成【各年】

MC医師のもと、救急救命士に対する各種教育において受講生の評価や指導を行うMC救命士は、消防本部の救急救命士の中から養成し任命しているが、任期が2年であるため新たなMC救命士の養成を行う。

(2)指導者救命士制度の充実強化【継続】

指導者救命士は、県が実施する教育訓練(救急救命士集合研修等)において、救急救命士の技能向上に多大な貢献をしている指導者救命士に対して、最先端の知識・技術を学ぶ学会等に参加させて教育訓練の充実を図るとともに、その貢献に対して顕彰を行う。

オ 通信指令員救急教育講習【継続】

119番通報で取扱件数が増大している救急事案において、適切な口頭指導が行えるよう、また県下の通信指令員における一定の質に保つために、消防学校教育において通信指令員救急教育講習を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

消防組織法第29条により、消防職員の教育訓練、市町村の行う救急業務の指導に関する事項は、県の責務である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	3,140	講師謝金
旅費	1,558	費用弁償
需用費	1,446	消耗品費、会議費、燃料費
役務費	14	郵送・電話代
使用料	126	会場使用料、高速道路代
負担金	580	参加費
合計	6,864	

4 参考事項

(1) 後年度の財政負担

各消防本部における救急業務に従事する人材の育成は、消防本部の規模や体制、財政状況によって大きな違いがあり、特に医学的知識の習得は消防本部単独では実施することができない。

このため、県において、県内の救急隊員や救急救命士を対象として、統一的に教育訓練を実施することは、岐阜県の救急隊の質の均質化と全体の底上げに有効な手段である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

救急現場から医療機関に傷病者が搬送されるまでの間において、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置などの質を保証するためには、応急措置の常時指示体制、事後検証体制、教育体制の充実を図ることが必要である。

また、救急救命士の処置範囲が拡大していく中で、救急隊員の知識・技能の向上はこれまで以上に重要になっていることから、救急活動の高度化に向けた教育訓練体制の充実強化を進めていく。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
一般市民により心肺停止の時点が目撃された心原性の心肺停止症例の1ヶ月後生存率	(H)	12.0% (H28)	11.6% (H29)	13.4% (H30)	14.1%	95.0%
一般市民により心肺停止の時点が目撃された心原性の心肺停止症例の1ヶ月後社会復帰率	(H)	8.9% (H28)	8.7% (H29)	10.0% (H30)	11.4%	87.7%

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

○救急救命士集合研修

- ・救急救命士の知識・技術の維持向上と全体の底上げを図るため、県内の全救急救命士を対象に講習を実施

令和2年7月～12月 県内各圏域において開催

○J P T E C、P S L Sの取得

○岐阜県救急隊員教育シンポジウム（令和3年3月開催予定）

- ・救急隊員のスキルアップを目標として専門医等による講演会を実施

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
救急救命士を含む救急隊員の技術向上、知識取得といった教育の場を設けることにより、救急隊の救急活動の均質化、全体の底上げが図られる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	救急救命士に求められる救急救命処置の技術が高度化しているため、研修等によるスキルアップが必要な状況になっている。 また、救急救命士だけでなく、救急搬送に携わる救急隊職員、受入医療機関の医師などについても、傷病者の観察・重症度の判断など、適切な救急業務を遂行するための知識・技術の維持・向上が必要である。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	各消防本部における救急業務に従事する人材の育成は、消防本部の規模や体制、財政状況によって大きな違いがあり、特に医学的知識の習得は消防本部単独では実施することができない。 このため、県において、県内の救急隊員を対象として、統一的に教育訓練を実施することは、岐阜県の救急隊の質の均質化と全体の底上げに有効な手段である。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	県において、県内の救急隊員を対象として、統一的に教育訓練を実施することで、効率的に実施されている。

(今後の課題)

- ・事業が直面する課題や改善が必要な事項
救急隊員の教育を実施する上での課題として、消防本部は「時間がない」、「負担が大きい」といった問題点を上げており、事業実施にあたっては、消防本部の負担増加にならないように十分配慮する必要がある。

(次年度の方向性)

- ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
病院救護前体制のより一層の充実を図るため、救急救命士の処置範囲の拡大や通信指令員の口頭指導の高度化等に適切に対応するため、県内の全救隊員の資質の底上げに向けた教育訓練を継続実施していく。

